

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たの翌日が休日には、その日付に當る)

告

示

## 鳥取県告示第四百二十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関との登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年五月二十八日

鳥取県知事 平林鴻三

療養取扱機関名	所	在	地	申出の年月日
岡山大学医学部附属病院三朝分院	東伯郡三朝町山田八二七		島根県	昭和五十一年五月二十二日

## 鳥取県告示第四百二十九号

大山北部土地改良区から申請のあつた土地改良（国信地区は場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十一年五月二十日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十一年五月二十八日

鳥取県知事 平林鴻三

三

- ◆人委規則 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◆教委告示 教育委員会の招集

## 鳥取県告示第四百三十号

大栄町から申請のあつた町営土地改良（中橋地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年五月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年五月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第四百三十一号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年五月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 作業種類

基本測量（土地条件調査簡易水準測量）

## 二 作業期間

昭和五十一年五月二十八日から昭和五十一年七月二十四日まで

## 三 作業地域

鳥取市及び国府町

## 鳥取県告示第四百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づ

き、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次とのおり告示する。

昭和五十一年五月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称  
鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取都市計画公園事業 第二・二・三号 西町公園

三 事業施行期間  
昭和五十一年五月二十八日から昭和五十二年三月三十一日まで

四 事業地  
鳥取市西町三丁目地内

収用の部分

使用の部分

なし

## 鳥取県告示第四百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次とのおり告示する。

昭和五十一年五月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

- 一 施行者の名称  
鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取都市公園事業 第二・二・二十五号 南町公園
- 三 事業施行期間  
昭和五十二年五月二十八日から昭和五十二年三月三十一日まで
- 四 収用の部分  
鳥取市東町二丁目地内

- 一 施行者の名称  
鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取市南町地内
- 三 事業施行期間  
昭和五十二年五月二十八日から昭和五十二年三月三十一日まで
- 四 収用の部分  
鳥取市南町地内

- 一 施行者の名称  
鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取市南町地内
- 三 事業施行期間  
昭和五十二年五月二十八日から昭和五十二年三月三十一日まで
- 四 収用の部分  
鳥取市南町地内

- 一 施行者の名称  
鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取市南町地内
- 三 事業施行期間  
昭和五十二年五月二十八日から昭和五十二年三月三十一日まで
- 四 収用の部分  
鳥取市南町地内

- 一 施行者の名称  
鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取市南町地内
- 三 事業施行期間  
昭和五十二年五月二十八日から昭和五十二年三月三十一日まで
- 四 収用の部分  
鳥取市南町地内

- 一 施行者の名称  
鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取市南町地内
- 三 事業施行期間  
昭和五十二年五月二十八日から昭和五十二年三月三十一日まで
- 四 収用の部分  
鳥取市南町地内

- 一 施行者の名称  
鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取市南町地内
- 三 事業施行期間  
昭和五十二年五月二十八日から昭和五十二年三月三十一日まで
- 四 収用の部分  
鳥取市南町地内

- 一 施行者の名称  
鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取市南町地内
- 三 事業施行期間  
昭和五十二年五月二十八日から昭和五十二年三月三十一日まで
- 四 収用の部分  
鳥取市南町地内

- 一 施行者の名称  
鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取市南町地内
- 三 事業施行期間  
昭和五十二年五月二十八日から昭和五十二年三月三十一日まで
- 四 収用の部分  
鳥取市南町地内

- 一 施行者の名称  
鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取市南町地内
- 三 事業施行期間  
昭和五十二年五月二十八日から昭和五十二年三月三十一日まで
- 四 収用の部分  
鳥取市南町地内

- 一 施行者の名称  
鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取市南町地内
- 三 事業施行期間  
昭和五十二年五月二十八日から昭和五十二年三月三十一日まで
- 四 収用の部分  
鳥取市南町地内

- 一 施行者の名称  
鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取市南町地内
- 三 事業施行期間  
昭和五十二年五月二十八日から昭和五十二年三月三十一日まで
- 四 収用の部分  
鳥取市南町地内

## 鳥取県告示第四百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年五月二十八日

鳥取県知事 平林鴻三

## 一 施行者の名称

東伯町

## 二 都市計画事業の種類及び名称

東伯都市計画公園事業 第二・二・二号 德万公園

## 三 事業施行期間

昭和五十一年五月二十八日から昭和五十二年三月三十一日まで

## 四 収用の部分

東伯郡東伯町大字徳万字上馬込、字仁田下及び字古城地内  
使用の部分

なし

## 鳥取県告示第四百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年五月二十八日

鳥取県知事 平林鴻三

## 一 施行者の名称

米子市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第二・二・十三号 青木団地1号公園

## 三 事業施行期間

昭和五十一年五月二十八日から昭和五十二年三月三十一日まで

## 四 収用の部分

米子市永江地内

## 使用の部分

なし

## 鳥取県告示第四百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十一年五月二十八日

鳥取県知事 平林鴻三

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
102	菅原上小鴨停車場線	倉吉市菅原	倉吉市上小鴨停車場	

## 鳥取県告示第四百三十九号、

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十一年五月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

番号 整理 番号	路 線 名	終 点	起 点
		重要な 経過地	
246	大柿上小鶴停車場線	東伯郡三朝町大字大柿字西塚 上古川字頭ナシ二六〇番の三 の先まで	倉吉市上古川

## 鳥取県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、

道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十一年五月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十一年五月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

種 道 路 類	路 線 名	区 間	路 線 名	区 間	種 道 路 類
県道	大柿上小鶴停車場線	倉吉市菅原字仲山一五七番の 二の先から同市上古川字頭ナ シ二六〇番の三の先まで	鳥取県知事 平 林 鴻 三	昭和五十一年五月二十八日	東伯郡三朝町大字大柿字西塚 通四九番の一の先から倉吉市 上古川字頭ナシ二六〇番の三 の先まで
		昭和五十一年五月二十八日			一・〇 八、七九〇

鳥取県告示第四百四十二号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、県道の

路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十一年五月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

番号 整理 247	路 線 名 坊領淀江停車場線	起 点 終 点 西伯郡大山町坊領	重要な経過地 西伯郡大山町大字淀江
-----------------	-------------------	------------------------	----------------------

### 鳥取県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十一年五月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十一年五月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

県道 種道路類の 名	路 線 名 区 間	敷地 メートル の幅員	延 長 メートル
坊領淀江停車場線 七番の一の先まで 大字淀江字五町田五〇九番の 一の先まで	西伯郡大山町坊領字上宮長八 一・〇 一・七・〇 七、七六〇	西伯郡大山町平字前尾無ヶ原八八 〇番の五の先から同町宮内字墓ノ段七 四五番の先まで	西伯郡大山町平字福岡字下内代五 福岡字小真石清水一四三九番の一 の先まで

### 鳥取県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十一年五月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十一年五月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

種道路類の 名	路 線 名 区 間	供用開始の期日
坊領淀江停車場線	西伯郡大山町坊領字上宮長八七番 〇番の五の先から同町宮内字墓ノ段七 四五番の先まで	昭和五十一年 五月二十八日

西伯郡大山町坊領字上宮長八 一・〇 一・七・〇 七、七六〇	西伯郡大山町平字前尾無ヶ原八八 〇番の五の先から同町宮内字墓ノ段七 四五番の先まで	西伯郡大山町平字福岡字下内代五 福岡字小真石清水一四三九番の一 の先まで
西伯郡淀江町大字福岡字下内代五 六番の先から同町大字淀江字五町 田五〇九番の一の先まで	西伯郡淀江町大字福岡字下内代五 福岡字小真石清水一四三九番の一 の先まで	西伯郡淀江町大字福岡字下内代五 福岡字小真石清水一四三九番の一 の先まで

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十一年五月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

一日時 昭和五十一年五月三十一日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 鳥取県スポーツ振興審議会委員の任命について

(2) その他

## 人事委員会規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「三百円」を「四百五円」に、「四百五十円」を「六百十円」に、「六百七十五円」を「九百十円」に、「九百円」を「千二百十五円」に改め、同項第二号中「二百五十五円」を「三百四十五円」に、「三百八十円」を「五百十五円」に改め、同項第三号中「千百八十円」を「千七百円」に、「千五百七十円」を「二千二百四十円」に、「三千四百六十円」を「三千五百二十円」に改める。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、昭和五十一年四月一日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に對応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に對応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年五月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 森本繁藏

鳥取県人事委員会規則第十七号